様式第２号の１－①【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

学校名	芸術文化観光専門職大学
設置者名	兵庫県公立大学法人

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学共通科目	学部等共通科目	専門科目	合計		
芸術文化・観光学部	芸術文化･観光学科				154	154	13	
（備考）								

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.at-hyogo.jp/education/syllabus/

※添付資料１　参照

３．要件を満たすことが困難である学部等

学部等名　　該当なし
（困難である理由）

様式第２号の２－①【⑵-①学外者である理事の複数配置】

学校名	芸術文化観光専門職大学
設置者名	兵庫県公立大学法人

１．理事（役員）名簿の公表方法

https://puc-hyogo.ac.jp/about/board/

２．学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	株式会社ダイセル 顧問	2023.4 ～2026.3	特命事項
非常勤	学校法人甲南学園 理事	2024.4 ～2027.3	特命事項
非常勤	神鋼商事株式会社 監査役	2023.4 ～2026.3	特命事項
（備考）			

※ 添付資料２　参照

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	芸術文化観光専門職大学
設置者名	兵庫県公立大学法人

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要）

○授業の方法及び講義内容、到達目標、成績評価の基準等を記載したシラバスを作成している。
- 教員への作成依頼時に統一のシラバス記載要領とフォーマットを配布し、統一性のあるシラバスを作成している。
- シラバス記載要領において、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準等の記載方針を明示している。

○教員から提出されたシラバスデータをＰＤＦ化する。

○４月上旬に当該年度のシラバスについて、履修登録期間前までに学内システムで学生に公開した後、大学ホームページで公表する。

授業計画書の公表方法	https://www.at-hyogo.jp/education/syllabus/

２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）

○単位認定方針について、以下のとおり学生に明示し実施している。
- 学則に基づいた成績の評価方法及び成績標語に対応した評価基準を規定し、公表するとともに、入学時に全学生に配布する「履修の手引き」に掲載している。
- 「講義内容」及び「到達目標」に対応した「成績評価の基準」を記載することとし、記載要領に従って各教員がシラバスを作成し、成績評価を行っている。
- 成績に関する不服申立てが組織的な対応となるよう、「成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱」を開学時から施行・運用している。

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要） ○ＧＰＡ制度を導入しており、算出方法については、ＧＰＡ制度要綱を策定し、公表している。 ○ＧＰＡ制度要綱で定める算出方法を成績管理システムに登録し、全学生のＧＰＡデータを確認できるようにしている。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/risyuutetudukikitei.pdf
４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要） ○全学及び学部毎にディプロマポリシーを大学ホームページで公表するとともに、入学時に全学生に配布する「履修の手引き」に掲載している。 ○卒業認定方針については、各学部規程において、学則に基づいた卒業要件（必要単位数）を規定し公表するとともに、入学時に全学生に配布する「履修の手引き」に掲載している。 ○卒業認定は、学生の単位取得状況に関するデータを教務委員会が詳細に確認し、教授会で最終確認している。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/gakusoku-26jou.pdf

様式第２号の４－①【⑷財務・経営情報の公表（大学・短期大学・高等専門学校）】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第２号の４－②を用いること。

学校名	芸術文化観光専門職大学
設置者名	兵庫県公立大学法人

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://puc-hyogo.ac.jp/public/zaimu/
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

２．事業計画（任意記載事項）

中長期計画（名称：第二期中期計画（変更後）対象年度：平成 31 年度～令和６年度）
公表方法：https://www.at-hyogo.jp/about/information/disclosure/

３．教育活動に係る情報

（１）自己点検・評価の結果

公表方法：https://www.at-hyogo.jp/about/information/disclosure/

（２）認証評価の結果（任意記載事項）

公表方法：※新設大学のため機関別認証評価未実施

（３）学校教育法施行規則第 172 条の２第１項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名　芸術文化・観光学部

教育研究上の目的
（公表方法： https://www.at-hyogo.jp/about/outline/）

（概要）
地域活性化における芸術文化と観光の果たす役割を理解し、両分野の視点を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出する専門職業人を養成する。

卒業又は修了の認定に関する方針
（公表方法：https://www.at-hyogo.jp/about/policy/）

（概要）
本学のディプロマ・ポリシーについては、所定の規定に基づき、４年以上在学し、134 単位の取得をし、次に掲げる能力・資質を備えた学生に学位を授与する。

ア　各専攻に共通するディプロマ・ポリシー
対話的コミュニケーションを厭わず、他者と協調・協働して行動することができること。また、地域活性化における芸術文化と観光の果たす役割を理解したうえで、地域と協働し、ユニバーサルな視点で社会的な課題に取り組み、地域に新たな活力を創出しようとする意欲を持っていること。これらは、いずれの分野を主たる専攻とする学生においても共通に求められる能力である。
具体的な共通するディプロマ・ポリシーとしては、
(ｱ)　基礎的な知識・技能及び対話的コミュニケーション能力
a　学士（専門職）として必要となる教養、言語・情報リテラシーを身に付け、状況に応じて活用することができる。
b　多様なステークホルダーの考え方や立場を理解した上、対話を通じて合意形成に導く技能を身に付けている。
(ｲ)　価値創造の能力
a　芸術文化及び観光が地域の活性化にどのような役割を果たすかについて問題意識を持ち、それを追究していく強い意志を持っている。
b　マネジメント、アカウンティング、事業創造に関する基礎的な理論・知識を身に付け、事業活動について継続性を担保する手法や、新たな価値を生み出していく意義について理解している。
c　芸術文化及び観光に関する知見を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を通じて交流人口を拡大し、地域を活性化する方策を考えることができる。
(ｳ)　地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力
a　多様性を理解し、共感し、他者と協調・協働して行動することができ、

相互に支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮し、活動できる社会づくりに取り組む姿勢を有している。

b　率先して、安心・安全の確保、環境の保全・改善に取り組む姿勢を有している。

イ　主となる専攻が芸術文化分野の学生のディプロマ・ポリシー

演劇を中心とした舞台芸術の学修によって培われる物語をつくる創話性、合意を形成する協働性を基盤に、さまざまな芸術文化と地域社会をコーディネートし、地域社会の課題を解決できる能力を身につける。また、その際に観光分野に蓄積されている知見を活用することで、芸術文化の新たな展開とそれに基づく地域の課題解決をより一層強く進めることができる者に学位を授与する。

(ｱ)　芸術文化マネジメント能力

a　文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する専門的知識を身に付け、芸術文化の力を広く社会に開き、地域の活性化に生かそうとする態度を有している。

b　地域固有の文化資源を芸術的観点から再発見し、芸術によって生み出される価値を付与することで、その芸術文化資源の発見・活用・発信の実務に適用していくことができる。

c　独創的かつ先端的な芸術文化の創造に取り組む姿勢を有している。

d　地域社会の課題を芸術文化の視点から見つけ、解決しようとするリーダーとしての姿勢を有している。

(ｲ)　芸術文化学士（専門職）に求められる観光マネジメント能力

a　芸術文化活動を社会に広く発信するための基礎的なマーケティング能力を身に付けている。

b　観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を理解し、芸術文化による地域の活性化の実務に適用できる。

c　地域の観光関連事業者の考え方や立場を理解し、連携することができる。

ウ　主となる専攻が観光分野の学生のディプロマ・ポリシー

豊かな地域の資源と世界の多様な価値観への理解を礎に、観光による地域の活性化に主体的に取り組む協働能力、観光業界で活躍するための多角的な思考能力を身につける。また、芸術文化分野での知見をいかし観光分野での新たな価値をつくり出す創造性の開発を進めることができる者に学位を授与する。

(ｱ)　観光マネジメント能力

a　観光の事業特性を理解し、他産業とのマネジメントの違いが理解できる。

b　観光地域づくりの意義を理解し、観光を通じて地域の活性化を図っていこうとする態度を有する。

c　マーケティング、経営学の基礎的な知識・理論を身につけ、観光事業の実務に適用していくことができる。

d　観光ビジネスにおける現実の課題を解決するための総合的判断ができる

(ｲ)　観光学士（専門職）に求められる芸術文化マネジメント能力

a　文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する基礎的な知識を身に付けて、芸術文化を観光に生かし、地域の活性化を図ろうとする態度を有している。

b　日本における文化政策や芸術文化を取り巻く現状や課題を理解したうえで、観光産業における実務に適用できる。

c　芸術文化が社会に果たす役割を理解して、地域の魅力づくりにつなげようとする姿勢を有している。

教育課程の編成及び実施に関する方針
（公表方法：https://www.at-hyogo.jp/about/policy/）

（概要）

ア　基礎科目

①　生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るための基礎となるリテラシーを身に付けさせる科目で構成する。そこで、語学力を強化する科目、情報処理能力を養成する科目を配置する。

②　特に重要なリテラシーとして対話的コミュニケーション能力を身に付けさせる科目として、コミュニケーション演習を配置する。

③　新たな価値創造につながる着想や思考を喚起する創造性を喚起させるための科目で構成する。そこで、知的創造性科目を配置する。

イ　職業専門科目

（芸術文化分野を主となる専攻とする場合）

①　芸術文化マネジメント能力を養成する科目

・文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する専門的知識・技能を身に付けさせるとともに、舞台芸術を中心とした活動を通じて芸術文化の振興及び地域の活性化に寄与する実践的な方法論を修得させる科目

・芸術文化に関する幅広い知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる科目

②　観光マネジメント能力を養成する科目

・観光におけるマネジメントの基礎的な専門知識・技能を身に付けさせるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる科目

（観光分野を主となる専攻とする場合）

①　観光マネジメント能力を養成する科目

・観光に関する幅広い知識を身に付けさせるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる科目

・観光地域及び観光産業におけるマーケティング、マネジメントに関する専門的な知識・技能を身に付けさせ、観光産業の生産性と地域における観光の活性化の向上のための方法論や、課題解決の能力を修得

させる科目
② 芸術文化マネジメント能力を養成する科目
・文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する基礎的な専門知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる科目

（各専攻に共通）
① 価値創造の能力を養成する科目で構成する。そこで、次に掲げる科目を配置する。
・地域を取り巻く現状や課題を考察させるとともに、地域創生に関する知識・技能、課題解決のための方法論を身に付けさせる科目
・基礎的な経営の知識・技能を身に付けさせる科目
・芸術文化と観光による新たな価値創造の好循環が地域創生に果たす役割、意義を理解させ、芸術文化及び観光の視点を生かして地域活性化に取り組む能力を養成する科目

ウ 展開科目
① 専門職業人として創造的役割を果たすための応用能力として、地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力を養成する科目で構成する。そこで、次に掲げる科目を配置する。
・年齢層、障害の有無、文化や風土、国籍の違いなどにかかわりなく、全ての人々が地域社会の一員として尊重され、お互いに支え合い一人ひとりが持てる力を発揮し、自分らしく生き抜くことができる社会づくりに関する知識を身に付けさせる科目
・環境保全にも配意した安全で安心な暮らしが確保され、全ての人々にとって利用しやすく、質が高い、持続可能な社会づくりに関する知識を身に付けさせる科目

エ 総合科目
① 基礎科目、職業専門科目、展開科目の学修内容を総合し、芸術文化及び観光の双方の視点を生かして新たな価値を創造し、地域の活力を創出する方策を考える力を養成する科目を配置する。
演習を通じて芸術文化と観光に関する諸課題を設定し、その解決策を立案し、発表、成果をとりまとめさせ、専門職業人として実践的かつ応用的な能力を総合的に養成する。

入学者の受入れに関する方針
（公表方法：https://www.at-hyogo.jp/about/policy/）

（概要）
本学の教育目標に理解を示し、学修に取り組もうとする、次のような資質・能力・態度を備えた者を受け入れることとする。
① 高等学校で習得すべき基礎学力を身に付けている人（知識・技能）
② 専門職大学での学修に必要となる柔軟な思考による創造力、判断力、リーダーシップ、コミュニケーション能力を身に付けている人（思考

力・判断力・表現力）
③　芸術文化及び観光に関する専門的知識・技能を身に付けた上、その知見を生かして新たな価値創造に挑戦し、地域の活性化を図りたいという強い意欲を持っている人（主体性・協働性）
④　多様な価値観に対する理解を深め、自分と異なる価値観や文化的な背景を持った人々とも交流を促進しようとする強い意欲と、相互に支え合いながら他者と協働して行動しようとする寛容性を持っている人（主体性・多様性・協働性）

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：https://www.at-hyogo.jp/about/outline/

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）

学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	3 人	－					3 人
芸術文化・観光学部	－	9 人	10 人	12 人	5 人	1 人	37 人
	－	人	人	人	人	人	人

b. 教員数（兼務者）

学長・副学長	学長・副学長以外の教員	計
0 人	0 人	0 人

各教員の有する学位及び業績（教員データベース等）	公表方法： https://www.at-hyogo.jp/education/teacher/

c. ＦＤ（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）

・全ての授業を対象とする教員間の授業参観を実施し、授業改善につなげるなど、教育の質の向上に取り組んでいる。

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等

学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学定員	編入学者数
芸術文化・観光学部	80 人	84 人	105%	320 人	330 人	103.1%	－人	－人
合計	80 人	84 人	105%	320 人	330 人	103.1%	－人	－人

（備考）
令和３年４月開学のため学年進行期間４年目

b. 卒業者数、進学者数、就職者数

学部等名	卒業者数	進学者数	就職者数（自営業を含む。）	その他
	人 (100%)	人 ※新設大学のため記載不要	人 (　%)	人 (　%)
	(100%)	(　%)	人 (　%)	人 (　%)
合計	人 (100%)	人 (　%)	人 (　%)	人 (　%)

（主な進学先・就職先）（任意記載事項）

（備考）

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）

学部等名	入学者数	修業年限期間内卒業者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 （100%）	人 （　　%）	人 （　　%）	人 （　　%）	人 （　　%）
	人 （100%）	人 （　　%）	人 （　　%）	人 （　　%）	人 （　　%）
合計	人 （100%）	人 （　　%）	人 （　　%）	人 （　　%）	人 （　　%）
（備考）					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

（概要）

○授業の方法及び講義内容、到達目標、成績評価の基準等を記載したシラバスを作成している。
・教員への作成依頼時に統一のシラバス記載要領とフォーマットを配布し、統一性のあるシラバスを作成している。
・シラバス記載要領において、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準等の記載方針を明示している。

○教員から提出されたシラバスデータをＰＤＦ化する。

○４月上旬に当該年度のシラバスについて、履修登録期間前までに学内システムで学生に公開した後、大学ホームページで公表する。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

（概要）

○ディプロマポリシーを大学ホームページで公表するとともに、入学時に全学生に配布する「履修の手引き」に掲載している。

○卒業認定方針については、学則に基づいた卒業要件（必要単位数）を規定し公表するとともに、入学時に全学生に配布する「履修の手引き」に掲載している。

○卒業認定は、学生の単位取得状況に関するデータを教務委員会が詳細に確認し、教授会で最終確認する予定。

学部名	学科名	卒業又は修了に必要となる単位数	ＧＰＡ制度の採用（任意記載事項）	履修単位の登録上限（任意記載事項）
芸術文化・観光学部	芸術文化・観光学科	134 単位	有・無	48 単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
ＧＰＡの活用状況（任意記載事項）		・「ＧＰＡ制度要綱」を作成のうえ、入学時に全学生に配布する「履修の手引き」に掲載し、ガイダンスで説明している。 公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報（任意記載事項）		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：https://www.at-hyogo.jp/about/campus/

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料（年間）	入学金	その他	備考（任意記載事項）
芸術文化・観光学部	芸術文化・観光学科	535,800 円	282,000 円	－ 円	県外者の入学金は 423,000 円

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a.学生の修学に係る支援に関する取組

（概要）
・学生情報システムを導入し、学生が web 上でシラバス検索・閲覧、履修登録、単位修得状況の確認などができる。
・経済的な事情等により、授業料等の納付が困難である学生の修学を支援するための措置として、学則、授業料等に関する規程等に基づき、授業料の免除等（全額免除・半額免除・延納・分納）を実施（国制度の対象外の学生）
〔主な対象者〕
生活保護法に規定する生活扶助を受けるものと同一世帯内にある者
経済的事情により学費の負担が著しく困難な者
学資を主として負担している者が天災その他の災害により授業料の納付が困難な者　等

b.進路選択に係る支援に関する取組

（概要）
キャリアガイダンスや各種就職対策講座の開催、業界研究や企業説明会の開催、就職関連情報（求人・企業情報、インターンシップ情報、ＯＢＯＧ情報など）の発信、個別相談の実施など、就職に関する様々な支援を実施する。
地元企業を中心としたマッチングイベントの開催、各種就職支援システムの活用による情報発信力の強化、卒業生への就職支援等、学生に対する総合的なキャリア形成・就職支援を展開する予定。

c.学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

（概要）
全学生に対し健康診断に併せて健康調査（アンケート）を実施するなど、学生の健康状態等の把握に努めるとともに、教員と職員による学生相談及び支援体制の強化、心理的な問題を抱える学生に対するカウンセリング事業の拡充、障害学生の支援体制の構築など、学生の多様なニーズに対応する学生生活支援の充実に努めている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：https://www.at-hyogo.jp/education/disclosure/

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	F128210111906
学校名	芸術文化観光専門職大学
設置者名	兵庫県公立大学法人

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		33人	31人	34人
内訳	第Ⅰ区分	21人	22人	
	第Ⅱ区分	－	－	
	第Ⅲ区分	－	－	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				－
合計（年間）				34人
（備考）				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第１号、第２号、第３号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人		
修得単位数が標準単位数の５割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の５割以下）	0人		
出席率が５割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当	0人		
計	0人		
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期		後半期	

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
３月以上の停学	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	－
（備考） 年間計には、適格認定における学業成績の判定の結果、２回連続で「警告」となった場合のうち、２回目の「警告」がGPA等が学部等における下位４分の１の範囲に属したことにより「停止」となった者を含む。	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の６割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の６割以下）	0人		
ＧＰＡ等が下位４分の１	―		
出席率が８割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	―		
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。